民年金からのお知らせ

老齢年金で源泉徴収の対象となる方は 「扶養親族等申告書」を提出することで、各種控除を受けることができます

老齢年金で、その年に支払いを受ける年金額が一 定額以上の場合は、各支払月に支払われる額から所 得税が源泉徴収されます。

源泉徴収の対象となるケース

65歳未満の方 年金額108万円以上 65歳以上の方 年金額158万円以上

※上記の年金額よりも少ない方は源泉徴収されま せん。

源泉徴収に際して、配偶者控除や扶養控除等の各 種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者 の扶養親族等申告書」のはがきを提出していただく 必要があります。申告書のはがきは11月上旬に対象と なる方へ日本年金機構から送付されます。

「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各 種控除が受けられず、提出された場合よりも源泉徴 収税額が多くなることがあります。期限までに忘れ ずに提出してください。

問い合わせ

ねんきんダイアル 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903

20570-05-1165

なるほど上下水道の飲む球道流である。



★冬期間の料金、使用料について★

こんにちは。ハリーちゃんです。 いよいよ寒くなってきましたね。 今回は、冬期間の簡易水道料金、 下水道・農業集落排水使用料につい てお知らせします。

12月から3月までは雪が降ってメータ のある場所が見えなくなってしまうので、 町で委託している検針員が毎月訪問して メータを確認する作業は、4月から11月 までとなっています。 (六郷地区の下水道使用料は除きます)





メータや給水管、給水装置は 使用している方が管理する責任 がありますので、このようなこ とがないよう、普段から十分気 をつけて、無駄な水は流さない ようにしましょうね。

このため、冬期間は基本料金とメータ 貸付料のみを納めていただき、超過した 水量は4月に精算することになります。 でも、冬期間に漏水等があっても気が つかず、料金もわからないため、4月の 検針で使用量、金額ともに大変多くなっ てしまうことがあるんです。

★水道·下水道加入推進中★

問い合わせ

町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

月の健診カレンダー

会場/美郷町保健センター(旧六郷保健センター)

問/町福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

内 容	日時	対 象
4ヶ月児健診	11月26日(金) 受付/12:30~12:45	平成22年 7 月生まれ
7ヶ月児健診	11月19日(金) 受付/12:30~12:45	平成22年 4 月生まれ
10ヶ月児健診	11月26日(金) 受付/12:45~13:00	平成22年 1 月生まれ
2歳6カ月児歯科健診	11月5日(金) 受付/12:30~13:00	平成20年 3 月~平成20年 4 月生まれ
3歳児健診	11月10日(水) 受付/12:30~13:00	平成19年3月~平成19年4月生まれ
母子手帳交付	毎週火曜日(祝祭日を除く) 受付/9:30~	11:30 ※交付希望の方は事前に健康対策班にご連絡ください。



響きあい 共に育つ 「人づくり」

家庭教育事業

来年小学1年生になるお子さんの就学時健診の際、

保護者を対象に「子育て講座」を開催しており、今年度も10月に各小学校へ おじゃましてきました。

★子育て講座の様子★



参加型の講座で、「子育てで笑顔 になるのはどんなとき?」の問いに は、皆さん笑顔でお話してください ました。



「家の子ども自慢」では、皆さん 活き活きと自慢話でにぎわいまし た。子どもの話を1日5分聞く!こ れだけで子どもは話上手!

初めて入学されるお子さんの保護者の 方は、全てが初めてで戸惑っていらっし やることでしょう。子育て経験豊かな講 師から、楽しく子育てする秘けつや親の 役割などを教えていただいています。

また、12月には「思春期講座」として、 中学生とその保護者を対象に思春期や性 について講座を開催します。今年は千畑 中学校が対象となっています。

こういった、家庭において必要な教育 や家庭での役割を学び、健全な青少年の 育成に努めることを目的として、講座を 開催しています。

子育てには「コミュニケーション」が一番大切なのですね。

もし、家庭での子育てや教育について不安な方がいましたら、いつでもご相談ください。あなたの周りには味方がたくさんいますよ! •••••••••••••••••••••••••••••••••



町教育委員会 社会教育課 生涯学習班 ☎0187(84)4915

7/時まで利用できまず 井田・祝祭日も開いています!

六郷出張所 (美郷町学友館)

住所 美郷町六郷字安楽寺122番地 **☎**0187-84-4904 **☎**0187-84-4040 FAX 0187-84-3763

仙南出張所(美郷町公民館)

住所 美郷町飯詰字北中島37番地1 ☎0187-84-4915 ☎0187-83-2280 FAX 0187-83-2451

平成22年11月の休業日



出張所の業務時間

出張所の休業日

毎週三曜日

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、 12月29日から翌年1月3日

旧町村の印鑑登録証をお持ちの方は 必ず新しい印鑑登録証に更新後おいでください 更新は平日に役場住民生活課で手続きをしてください

旧町村の印鑑登録証では印鑑証明書を発行することができませんのでご注意ください。 [手続きに必要なもの]・旧印鑑登録証・認印

次の届出は出張所では取り扱っておりません

関する届出

·転入届·転出届 ·転居届 ·世帯主変更届

出生届

·入籍届 ·離婚届

·転籍届 ·養子縁組届 等

役場住民生活課に届出してください。

役場住民生活課に届出してください。

※土日祝祭日または夜間にあたる場合は役場日直また は宿直に届出してください。

出張所ではこのような 業務を行っています

下記の証明書の発行

●戸籍関係証明書

(戸籍抄本・戸籍謄本など)

- ●住民票 ●印鑑証明書
- ●所得証明書
- ●課税証明書
- ●非課税証明書
- ●納税証明書
- ●軽自動車税納税証明書
- ●土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- ●外国人登録証明書
- ●身分証明書
- ●合併証明書

税や使用料の収納

●町税の収納

●町営住宅使用料の収納

●保育料の収納

●上下水道使用料の収納

その他

●死亡届·死産届の受理

●埋火葬に関する手続き ●町税や各種使用料の

納付書の再発行

●国民健康保険証等の再発行

●各課への文書等の取次ぎ

(27) 広報美郷 平成22年11月 平成22年11月 広報美郷 (26)